文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部生活衛生課

1	補助	金(の名	3称等	F											2	6年度調査
補	助	金	の	名	称	文京区食中毒予防対策事業補助金											
根	根拠規定等			等	文京区食中毒予防対策事業補助金交付要綱												
創	1	<u>元</u>	-	年	月	平成	17	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕		9年	終了	予定年月	=	
直	近の	見	直	し年	月			年	,	月							
見	直	l	の	内	容			- 	<u> </u>								
						款			項		Image: second control of the s		大事業	I	中事	事業	実施計画事業番号
予	9	拿	7	科	目	6 衛生費	1	保健		美	生活衛生事	1 食品	占衛生監視		1 食品衛生	三監視指導	131
補	助	金	Ø	種	別	✓ 奨励	的補助] 施設運営	存	輔助 □ 扶耳	助的補	助	 投資的	勺補助 [<u> </u>
2																	
補	Ą	ħ	ļ	目	的		ことによ				する。) が自主 中毒の予防炎						
補	助事	業	等	の内	容		協会の会員店舗の営業者及び従事者等が検便を実施し、腸管出血性大腸菌O157、赤痢菌、サルモネラ、パラチフスA菌及びチフス菌の有無を確認する。										
補	助対	象組	径 費	で の 内	? 容						協会が実施す て補助する。	「る自主	主検便事業	業に要	する経費の)一部(検査	正機関が実
						□区民	; 🗸 t	地域流	舌動団体		☐ NPO(‡	持定非	営利活動	1団体)	□ 事業者	者 🗌	その他
補	助	事	業	者	等	〔特定の	祖手方に	補助	している場	合	は具体的に記	記入〕					
1113	-53	•	214	н	.,	文京食品											
						□ 定率	補具	力率)		定額	補助額	頁)
						□ 補助	単価	· 補助	力単価			Ĕ	单位] [規定なし	□ その他
4-4	5 1.		_	A-A-	.1.	〔その他(の場合は	· t具体	的に記入)							
補	助	金	の	算	出												
						(足領人)	◆【HID】 →	<u>-</u> IШ 03	一切口は並	105	以たりうん)	/J & X	体にいてい	./			
公	募	0	 の	状	況	非公募											
実使	績 報 6 途 0			におり 認 方	ナる 法	☑ 領収	₹(写し	,) [契約書		✓ 決算書		成果物		での他 〔		
						✓ 区単	独		負担割	合	区	国		者	3	補助対象	· 注者
補	助•	単	独	の状	況	□ 補助	(区上乗	せ無り						•		•	
						□ 補助	(区上乗	せ有り) 上乗せの 内容・理り								

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	Α	区民の食中毒を含む食の安全への関心は高い。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	文京区食品衛生監視指導計画で自主的衛生管理の推進 として、協会との協働の中で食品関係事業者による自主 検便を推奨している。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	В	自主管理として食品関係事業者自らの費用負担で 検便を実施している施設もある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	検便で細菌の有無を確認するとともに、従事者等が自身 の食生活等の健康管理を実施することになり、結果として 食中毒の発生を予防している。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	С	
五十注	交付先は適正な手続きによって決定されているか	С	
	補助金の交付以外の代替策はないか	Α	代替策はない。中小の事業者が多く検便を有料化 した場合には実施率が低下すると考えられる。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	А	平成26年度における協会会員の店舗を原因とする 食中毒の発生はない。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	А	平成26年度における協会会員の店舗を原因とする 食中毒の発生はない。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	食中毒の発生がないことは、結果として区民の公衆衛生向上に寄与している。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	А	文京区食中毒予防対策事業補助金交付要綱に抵 触していない。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	А	活動内容は自主的衛生管理の向上により飲食等に起因する衛生上の危害の発生を防止することであるため、補助目的として合致している。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	Α	毎年、総会での事業報告と会計監査が行われている。

4 交付実績 (件、千円)

	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)			
玹	で付(見込み)件数	1	1	1	1			
	決算(予算)額	434	434	434	434			
	国庫支出金	0	0	0	0			
	都支出金	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0			
	一般財源	434	434	434	434			

26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)

平成26年度は文京食品衛生協会に対し食中毒予防対策事業補助金として434,000円を交付した。 結果、1,011本の検便を実施し、腸管出血性大腸菌O157、赤痢菌、サルモネラ、パラチフスA菌及びチフス 菌を検出した者はいなかった。また、平成26年度における文京食品衛生協会会員の店舗を原因とする食 中毒の発生はない。

5 課題及び今後の方向性

文京区においては食品関係事業者に対して、保菌者検索として伝染病予防法に基づき勧奨検便(検査費用無料) が実施されていたが、感染症法に改定された際に制度が廃止された。これに伴い、平成17年度以降は文京食品衛 生協会が実施する自主検便事業に事業補助として補助金を交付している。